

赤穂市ホームページ有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

第一条 この基準は、赤穂市有料広告掲載取扱いに関する要綱（平成18年赤穂市訓令甲第4号以下「要綱」という。）に基づき、赤穂市（以下「市」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 要綱第3条第1項第8号に規定するホームページに掲載する広告として適当でないとするものは、次の各号に掲げる広告とする。

- (1) 投資的、投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) 靈感商法等悪質商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 興信所の広告
- (6) 危険を伴う民間療法の広告
- (7) 人権を損害するおそれがある広告
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (9) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による登録がなされていない業者の広告
- (10) その他市長が掲載を不相当と認める広告

(広告掲載の位置)

第3条 広告の位置は、市が指定した位置とする。

(広告掲載料等)

第4条 広告掲載料は、1枠あたり月額15,000円とする。

2 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 天地60ピクセル
- (2) 左右160ピクセル
- (3) 4キロバイト以内
- (4) GIF形式

(広告内容等)

第5条 広告の内容及びデザイン等は、赤穂市ホームページのイメージを損なうことのないよう、申込者と協議のうえ掲載するものとする。

2 広告にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権等が発生する場合は広告主の負担とする。

3 リンク先のホームページの内容等が等基準及び法令等に抵触、若しくはそのおそれがあるとき、市長は広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は最長12月とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 広告掲載期間内に、市の都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、この閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数切捨てる。)に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告の申込み)

第7条 同一申込者が申し込める広告は、1月につき1枠限りとする。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成18年3月1日から施行する。

この基準は、平成18年11月1日から施行する。